

※受理事項	送 信 日 付 印 認	整 理 番 号	事 務 所 区 分	管 理 番 号	申告区分

受付印

令和 年 月 日 法人番号

この申告の基礎となる申告年月日

法人税の令和 年 月 日 修正・更正・決定・再更正による。

所在地

（本府が支店等の場合は本店所在地と併記）

（電話）

（ふりがな）

法人名

（ふりがな）

代表者氏名

（ふりがな）

経理責任者氏名

事業種目

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）

（兆）（十億）（百万）（千）（円）

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）

（兆）（十億）（百万）（千）（円）

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

（兆）（十億）（百万）（千）（円）

期末現在の資本金等の額

（兆）（十億）（百万）（千）（円）

法人区分

イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分

道府県民税の事業税の特別法人事業税

申告書

※

（事業税）

摘 要	課 税 標 準	税率 (100)	税 額	（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①
所得金額総額別表535	28			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	2
年400万円以下の金額	29		0 0 0	還付法人税額等の控除額	3
年400万円を超え年800万円以下の金額	30		0 0 0	退職年金等積立金に係る法人税額	4
年800万円を超える金額	31		0 0 0	課税標準となる法人税額 ①+②-③+④	5
計 29+30+31	32		0 0 0	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	6
軽減税率不適用法人の金額	33		0 0 0	法人税割額 (5)又は(6)× $\frac{100}{100}$	7
付加価値額総額	34			道府県民税の特定寄附金税額控除額	8
付加価値額	35		0 0 0	税額控除超過額相当額の加算額	9
資本金等の額総額	36			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	10
資本金等の額	37		0 0 0	外国の法人税等の額の控除額	11
収入金額総額	38			仮装経理に基づく法人税割額の控除額	12
収入金額	39		0 0 0	差引法人税割額 (7)-(8)+(9)-(10)-(11)-(12)	13
所得金額総額別表535	40			既に納付の確定した当期分の法人税割額	14
所得金額	41		0 0 0	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	15
付加価値額総額	42			この申告により納付すべき法人税割額 (13)-(14)-(15)	16
付加価値額	43		0 0 0	均等割 算定期間中において事務所等を有していた月数 円× $\frac{(17)}{12}$	17
資本金等の額総額	44			既に納付の確定した当期分の均等割額	18
資本金等の額	45		0 0 0	この申告により納付すべき均等割額(18)-(19)	19
収入金額総額	46			この申告により納付すべき道府県民税額 (16)+(20)	20
収入金額	47		0 0 0	この申告により納付すべき道府県民税額 (16)+(20)	21
合計事業税額 (32)又は(33)+(35)+(37)+(39)+(41)+(43)+(45)+(47)	48		0 0	21のうち見込納付額	22
事業税の特定寄附金税額控除	49			差 引 (21)-(22)	23
差引事業税額 (49)-(49)-(50)	51		0 0	東 京 都 特 別 区 分 の 課 税 標 準 額	24
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	53			同上に対する税額 (24)× $\frac{100}{100}$	25
				市町村分の課税標準額	26
				同上に対する税額 (26)× $\frac{100}{100}$	27

（特別法人事業税）

54の内訳	54のうち見込納付額	54-63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
所得割	55		0 0	付加価値割	56		0 0	収入割	58		0 0	所得割	59		0 0	付加価値割	60		0 0	収入割	62		0 0	所得割	63		0 0	付加価値割	64		0 0	収入割	66		0 0	所得割	67		0 0	付加価値割	68		0 0	収入割	70		0 0	所得割	71		0 0	付加価値割	72		0 0	収入割	74		0 0	所得割	75		0 0	付加価値割	76		0 0	収入割	78		0 0	所得割	79		0 0	付加価値割	80		0 0	収入割	82		0 0	所得割	83		0 0	付加価値割	84		0 0	収入割	86		0 0	所得割	87		0 0	付加価値割	88		0 0	収入割	90		0 0	所得割	91		0 0	付加価値割	92		0 0	収入割	94		0 0	所得割	95		0 0	付加価値割	96		0 0	収入割	98		0 0	所得割	99		0 0	付加価値割	100		0 0	収入割	102		0 0	所得割	103		0 0	付加価値割	104		0 0	収入割	106		0 0	所得割	107		0 0	付加価値割	108		0 0	収入割	110		0 0	所得割	111		0 0	付加価値割	112		0 0	収入割	114		0 0	所得割	115		0 0	付加価値割	116		0 0	収入割	118		0 0	所得割	119		0 0	付加価値割	120		0 0	収入割	122		0 0	所得割	123		0 0	付加価値割	124		0 0	収入割	126		0 0	所得割	127		0 0	付加価値割	128		0 0	収入割	130		0 0	所得割	131		0 0	付加価値割	132		0 0	収入割	134		0 0	所得割	135		0 0	付加価値割	136		0 0	収入割	138		0 0	所得割	139		0 0	付加価値割	140		0 0	収入割	142		0 0	所得割	143		0 0	付加価値割	144		0 0	収入割	146		0 0	所得割	147		0 0	付加価値割	148		0 0	収入割	150		0 0	所得割	151		0 0	付加価値割	152		0 0	収入割	154		0 0	所得割	155		0 0	付加価値割	156		0 0	収入割	158		0 0	所得割	159		0 0	付加価値割	160		0 0	収入割	162		0 0	所得割	163		0 0	付加価値割	164		0 0	収入割	166		0 0	所得割	167		0 0	付加価値割	168		0 0	収入割	170		0 0	所得割	171		0 0	付加価値割	172		0 0	収入割	174		0 0	所得割	175		0 0	付加価値割	176		0 0	収入割	178		0 0	所得割	179		0 0	付加価値割	180		0 0	収入割	182		0 0	所得割	183		0 0	付加価値割	184		0 0	収入割	186		0 0	所得割	187		0 0	付加価値割	188		0 0	収入割	190		0 0	所得割	191		0 0	付加価値割	192		0 0	収入割	194		0 0	所得割	195		0 0	付加価値割	196		0 0	収入割	198		0 0	所得割	199		0 0	付加価値割	200		0 0	収入割	202		0 0	所得割	203		0 0	付加価値割	204		0 0	収入割	206		0 0	所得割	207		0 0	付加価値割	208		0 0	収入割	210		0 0	所得割	211		0 0	付加価値割	212		0 0	収入割	214		0 0	所得割	215		0 0	付加価値割	216		0 0	収入割	218		0 0	所得割	219		0 0	付加価値割	220		0 0	収入割	222		0 0	所得割	223		0 0	付加価値割	224		0 0	収入割	226		0 0	所得割	227		0 0	付加価値割	228		0 0	収入割	230		0 0	所得割	231		0 0	付加価値割	232		0 0	収入割	234		0 0	所得割	235		0 0	付加価値割	236		0 0	収入割	238		0 0	所得割	239		0 0	付加価値割	240		0 0	収入割	242		0 0	所得割	243		0 0	付加価値割	244		0 0	収入割	246		0 0	所得割	247		0 0	付加価値割	248		0 0	収入割	250		0 0	所得割	251		0 0	付加価値割	252		0 0	収入割	254		0 0	所得割	255		0 0	付加価値割	256		0 0	収入割	258		0 0	所得割	259		0 0	付加価値割	260		0 0	収入割	262		0 0	所得割	263		0 0	付加価値割	264		0 0	収入割	266		0 0	所得割	267		0 0	付加価値割	268		0 0	収入割	270		0 0	所得割	271		0 0	付加価値割	272		0 0	収入割	274		0 0	所得割	275		0 0	付加価値割	276		0 0	収入割	278		0 0	所得割	279		0 0	付加価値割	280		0 0	収入割	282		0 0	所得割	283		0 0	付加価値割	284		0 0	収入割	286		0 0	所得割	287		0 0	付加価値割	288		0 0	収入割	290		0 0	所得割	291		0 0	付加価値割	292		0 0	収入割	294		0 0	所得割	295		0 0	付加価値割	296		0 0	収入割	298		0 0	所得割	299		0 0	付加価値割	300		0 0	収入割	302		0 0	所得割	303		0 0	付加価値割	304		0 0	収入割	306		0 0	所得割	307		0 0	付加価値割	308		0 0	収入割	310		0 0	所得割	311		0 0	付加価値割	312		0 0	収入割	314		0 0	所得割	315		0 0	付加価値割	316		0 0	収入割	318		0 0	所得割	319		0 0	付加価値割	320		0 0	収入割	322		0 0	所得割	323		0 0	付加価値割	324		0 0	収入割	326</

添付事項	送付年月日	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
令和 年 月 日			法人番号			この申告の基礎となる申告年月日
令和 年 月 日			法人税の和			修正・更正・決定による
所在地			代表者氏名			経理責任者氏名
（本府が支店等の場合は本店所在地と併記）			期末現在の資本金の額（解散日現在の額）			事業種目
（電話）			期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）			資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの
法人名			期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額			非中小法人等
法人区分			イに掲げる法人			期末現在の資本金等の額

受付印

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分 道府県民税の事業税の申告書

（事業税）

摘要	課税標準	税率	税額	（使途秘匿金税額等）	①
所得金額総額別表535	兆 十億 百万 千 円	100	兆 十億 百万 千 円	法人税法の規定によって計算した法人税額	1
年400万円以下の金額	0 0 0		0 0 0	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	2
年400万円を超え年800万円以下の金額	0 0 0		0 0 0	還付法人税額等の控除額	3
年800万円を超える金額	0 0 0		0 0 0	退職年金等積立金に係る法人税額	4
計 ②9 + ③0 + ③1	0 0 0		0 0 0	課税標準となる法人税額 ① + ② - ③ + ④	5
軽減税率不適用法人の金額	0 0 0		0 0 0	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	6
付加価値額総額				法人税割額 ⑤又は⑥×100	7
付加価値額	0 0 0		0 0 0	道府県民税の特定寄附金税額控除額	8
資本金等の額総額				税額控除超過額相当額の加算額	9
資本金等の額	0 0 0		0 0 0	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	10
収入金額総額				外国の法人税等の額の控除額	11
収入金額	0 0 0		0 0 0	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	12
所得金額総額別表535				差引法人税割額 ⑦ - ⑧ + ⑨ - ⑩ - ⑪ - ⑫	13
所得金額	0 0 0		0 0 0	既に納付の確定した当期分の法人税割額	14
付加価値額総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	15
付加価値額	0 0 0		0 0 0	この申告により納付すべき法人税割額 ⑬ - ⑭ - ⑮	16
資本金等の額総額				均等割 算定期間において事務所等を有していた月数	17
資本金等の額	0 0 0		0 0 0	円×1712	18
収入金額総額				既に納付の確定した当期分の均等割額	19
収入金額	0 0 0		0 0 0	この申告により納付すべき均等割額 ⑮ - ⑯	20
合計事業税額 ⑬又は⑬3 + ⑬5 + ⑬7 + ⑬9 + ⑭1 + ⑭3 + ⑭5 + ⑭7			0 0 0	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑮ + ⑯	21
事業税の特定寄附金税額控除額				②1のうち見込納付額	22
差引事業税額 ⑭9 - ⑭9 - ⑭0	0 0			差引 ②1 - ②2	23
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				東京城合都に⑦申告する算	24
				特別区分の課税標準額	25
				同上的に対する税額 ②4×100	26
				市町村分の課税標準額	27
				同上的に対する税額 ②6×100	28
				法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の⑤2）	29
				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	30
				還付請求 中間納付額	31
				還付を受けようとする金融機関及び支払方法	32
				口座番号（普通・当座）	33
				法人税の期末現在の資本金等の額	34
				法人税の当期の確定税額	35
				決算確定の日	36
				解散の日	37
				残余財産の最後の分配又は引渡しの日	38
				申告期限の延長の有無	39
				事業税 有・無 法人税 有・無	40
				法人税の申告書の種類	41
				青色・その他	42
				この申告が中間申告の場合の計算期間	43
				翌期の中間申告の要否	44
				要・否	45
				国外関連者の有無	46
				有・無	47
				資本金等の額（外貨）	48
				資本剰余金の額（外貨）	49
				前事業年度の法人区分	50
				イに掲げる法人	51

（道府県民税）

（特別法人事業税）

摘要	課税標準	税率	税額	（特別法人事業税）	①
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	兆 十億 百万 千 円	100	兆 十億 百万 千 円	法人税の期末現在の資本金等の額	1
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	0 0 0		0 0 0	法人税の当期の確定税額	2
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	0 0 0		0 0 0	決算確定の日	3
合計特別法人事業税額 ⑥5 + ⑥6 + ⑥7	0 0 0		0 0 0	解散の日	4
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				残余財産の最後の分配又は引渡しの日	5
差引特別法人事業税額 ⑥8 - ⑥9	0 0 0		0 0 0	申告期限の延長の有無	6
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額				事業税 有・無 法人税 有・無	7
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑦0 - ⑦1	0 0 0		0 0 0	法人税の申告書の種類	8
差引 ⑦3 - ⑦4	0 0 0		0 0 0	青色・その他	9
				この申告が中間申告の場合の計算期間	10
				翌期の中間申告の要否	11
				要・否	12
				国外関連者の有無	13
				有・無	14
				資本金等の額（外貨）	15
				資本剰余金の額（外貨）	16
				前事業年度の法人区分	17
				イに掲げる法人	18

関与税理士名
署

（電話）

税 率 一 覧

■法人府民税（均等割）の税率表

法人等の区分	均等割額（年額）
	平成 13 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
資本金等の額が 1 千万円以下である法人など（注）	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	75,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	260,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	1,080,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	1,600,000 円

※ 1「資本金等の額」とは、「法人税法第 2 条第 16 号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
 なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第 6 条の 24 の規定により算定した金額をいいます。
 ※ 2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から 6 か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

■法人府民税（法人税割）の税率表

税率区分	税率（％）	
	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度
超過税率	2	4.2
不均一課税適用法人の税率（標準税率）	1	3.2

（注 1） 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から 6 か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人として判定します。
 （注 2） 法人税額が年 2,000 万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2 以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第 6 号様式又は第 6 号様式（その 2）の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が 1 年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式〔2,000 万円×事業年度の月数÷12 月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。

■法人事業税の税率表

法人の種類		所得等の区分		税率（％）		
				事業年度開始の日		
				R7.4.1～	R4.4.1～ R7.3.31	R2.4.1～ R4.3.31
① 所得金額課税法人 （法第 7 条の 2 第 1 項第 2 号イ）	①-1 普通法人（注 1）、公益法人等、人格のない社団等	所得割	年 400 万円以下の所得	超過 3.75		
				標準 3.5		
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	超過 5.665		
				標準 5.3		
			年 800 万円を超える所得	超過 7.48		
				標準 7		
	①-2 特別法人（注 1・2）	所得割	年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	超過 7.48		
				標準 7		
			年 400 万円以下の所得	超過 3.75		
				標準 3.5		
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	超過 5.23		
				標準 4.9		
② 外形標準課税適用法人 （同項第 1 号イ）	所得割	所得割	年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	超過 5.23		
				標準 4.9		
			年 400 万円以下の所得	超過 1.18	1.18	
				標準 1	1（注 4）	
		付加価値割	超過 1.26	1.26		
			標準 1.2	—		
	資本割	資本割	超過 0.525	0.525		
			標準 0.5	—		
	収入割	収入割	超過 1.065			
			標準 1			
		所得割	超過 0.8025	0.8025		
			標準 0.75			
③ 電気供給業（④及び⑤を除く）、専管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人 （同項第 2 号）	収入割	収入割	超過 1.9425			
			標準 1.85			
		所得割	超過 0.8025	0.8025		
			標準 0.75	0.75（注 4）		
	付加価値割	付加価値割	超過 0.3885	0.3885		
			標準 0.37	—		
		資本割	超過 0.1575	0.1575		
			標準 0.15	—		
④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人（⑤以外の法人） （同項第 3 号イ）	収入割	収入割	超過 0.519			
			標準 0.48（注 4）			
		付加価値割	超過 0.8085			
			標準 0.8085			
	資本割	資本割	超過 0.336			
			標準 0.336			
		収入割	超過 0.519			
			標準 0.48（注 4）			
⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人 （同項第 3 号イ）	収入割	収入割	超過 0.519			
			標準 0.48（注 4）			
		付加価値割	超過 0.8085			
			標準 0.8085			
	資本割	資本割	超過 0.336			
			標準 0.336			
		収入割	超過 0.519			
			標準 0.48（注 4）			
⑥ 特定ガス供給業を行う法人 （同項第 4 号）	収入割	収入割	超過 0.519			
			標準 0.48（注 4）			
		付加価値割	超過 0.8085			
			標準 0.8085			
	資本割	資本割	超過 0.336			
			標準 0.336			
		収入割	超過 0.519			
			標準 0.48（注 4）			

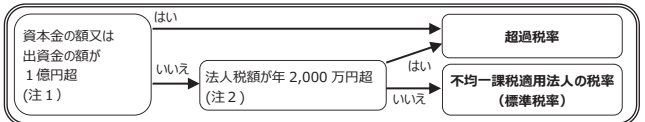
■特別法人事業税の税率表

課税標準	法人の種類 （事業税の税率表の区分）	税率（％）	
		事業年度開始の日	
		R4.4.1～	R2.4.1～ R4.3.31
基準法人所得割額	①-1 所得金額課税法人（普通法人等）	37	
	①-2 所得金額課税法人（特別法人）	34.5	
	② 外形標準課税適用法人	260	
基準法人収入割額	③ 電気供給業（④・⑤を除く）等を行う法人	30	
	④・⑤ 小売・発電事業等を行う法人	40	
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人	62.5	
			本表の③を参照

（注）

- ① 公共法人・公益法人等（地方税法第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。）
- ② 人格のない社団等（地方税法第 24 条第 6 項の規定の適用がある場合に限りま。
- ③ 一般社団法人・一般財団法人
- ④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定表



（注 1） 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第 72 条 24 の 7 第 7 項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

（注 2） 特別法人のうち租税特別措置法第 68 条第 1 項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年 10 億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。

・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率 5.7%）

・平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日

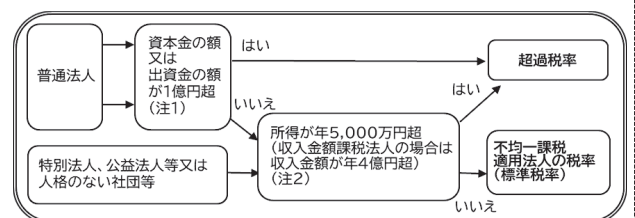
までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率 5.5%）

（注 3） 令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。

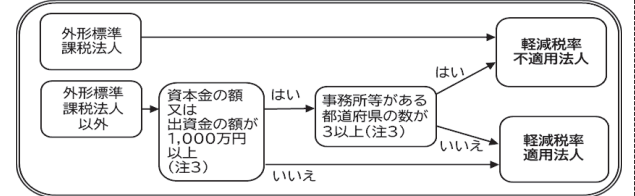
（注 4） 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

適用判定表

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



（注 1） 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から 6 か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

（注 2） 所得が年 5,000 万円超又は収入金額が年 4 億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2 以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては分割前の所得又は収入金額）（申告書第 6 号様式の「⑥欄」若しくは「⑦欄」に記載すべき額又は第 6 号様式（その 2）の「